

(参考)

	支援対象者数	支援開始者数	支援終了者数	うち就職者数	支援対象者数に対する 就職者数の割合
平成18年4月～ 平成19年3月	10,586	9,129	8,944	5,535	52.3%
平成19年4月～ 平成19年12月 (9ヶ月)	7,844	6,519	6,439	4,017	51.2%

(3) 稼働能力判定会議について

就労に向け支援が必要な被保護者に対し、どのような支援プログラムが必要かを検討するためのアセスメントを行う場合や実際に就労支援プログラムを策定・実施するに当たっては、要保護者の稼働能力の有無・程度や適性職種について、根拠のある形で客観的に検討を行うことが必要である。

このため、平成19年度から「稼働能力判定会議」を設置・運営するために必要な経費について、セーフティネット支援対策等事業費補助金により支援しているところであるが、実施又は実施予定の自治体の数は約20の自治体にとどまっている。本事業については、平成20年度においても引き続き優先して補助対象とする予定であるので、各自治体においては、積極的な取組をお願いする。

なお、「稼働能力判定会議」の設置・運営の例については、平成19年3月の全国課長会議等で示しているところであるが、これはあくまで例示であり、会議の名称や構成員、具体的な活用方法は各自治体に委ねていることを念のため申し添える。

(4) 債務整理等の支援に関するプログラムの策定について

多重債務を抱えている被保護者については、債務整理が終わっていないため、頻繁に返済の督促を受けたり、金銭管理能力に問題があるため、借金を繰り返すなど、日常生活が不安定な状態である場合が多い。また、生活保護費を借金の返済にあてた被保護者が、生活を維持するため収入申告の不正を行う場合も散見される。さらに、年金担保融資の利用との関係でも、多重債務問題が関係することがあり、被保護者の金銭管理は重要である。

これらのことから、平成20年度までにすべての自治体で、債務整理等の支援に関するプログラムを策定されたい。

なお、策定にあたっては、政府全体として取り組むべき具体的施策をまとめた「多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日 多重債務者対策本部決定）」の趣旨も理解の上、関係機関とも連携されたい。

（参考）債務整理等の支援に関するプログラムの策定状況

868自治体のうち、130自治体で策定済み（平成19年12月末現在）

（5）健康増進法に基づく健康診査及び保健指導活用推進事業の創設

平成20年度から、医療保険に加入していない被保護者など、医療保険者が実施する特定健診及び特定保健指導の対象とならない者に対する健康診査及び保健指導については、健康増進法に基づく市町村事業として実施される予定となっている。

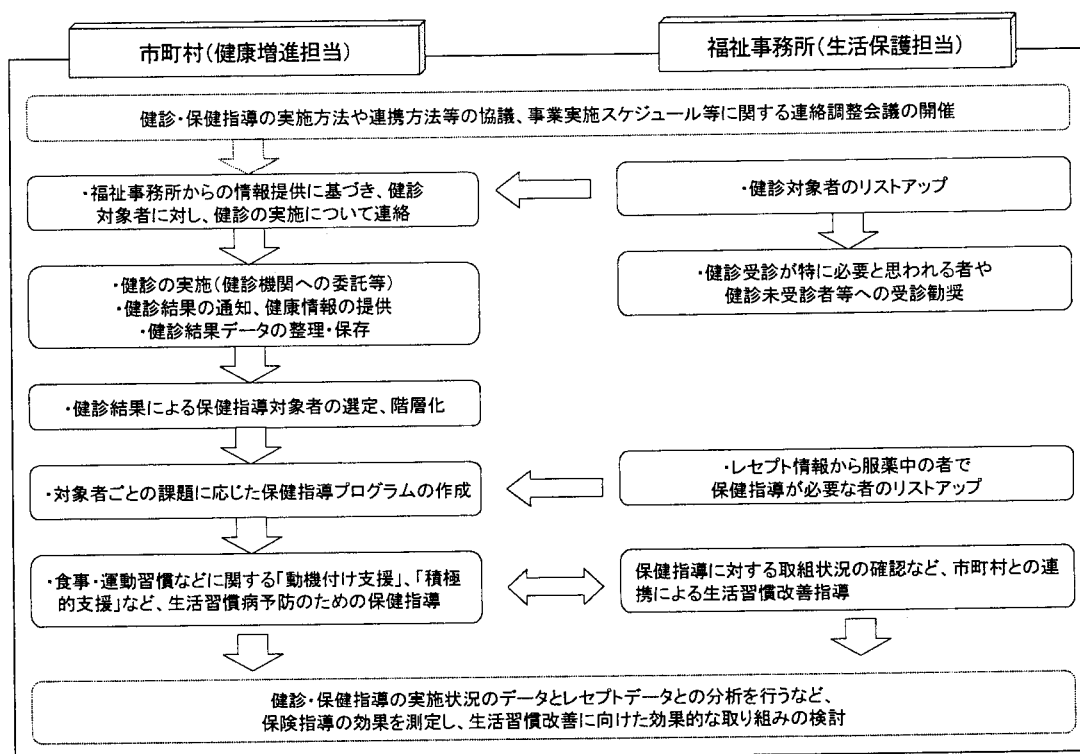
生活保護制度においても、生活習慣病の予防対策を推進していくことは、被保護者の健康増進や医療扶助の適正化に資するものであることから、健診の受診対象者に係る情報提供を行うなど、健康診査及び保健指導の実施に協力することはもとより、保健指導と連携した生活習慣の改善指導を行うなど、当該健診・保健指導の積極的な活用を図ることとされたい。

については、平成20年度において、セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューに「健康診査及び保健指導活用推進事業」を創設し、連絡調整会議の実施、保健指導の実施や実施結果の評価に当たりレセプトデータの提供や分析を行うなど、健診及び保健指導の実施に付随して発生する業務に係る費用について補助を行うこととしているので、当該事業を活用し、健診・保健指導の積極的な活用を図られたい。

注： 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群の減少を図るため、平成20年度から、各医療保険者には、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられている。

(参考)

被保護者に対する健診・保健指導の事業実施例



(6) 精神入院患者の地域移行に向けた支援

精神入院患者の地域への移行については、平成19年度からセーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューとして「精神障害者等退院促進事業」を実施するなど、その積極的な取組の実施について依頼しているところである。

先般、今年度における取組状況について調査を行ったところ、平成19年11月現在までに469人が退院し、入院時と退院後の生活保護費を比較すると1人1月あたり約30万円の生活保護費の縮減効果が見られたところである。

受入条件が整えば退院可能な精神障害者については、平成23年度末までの地域移行を目標にしていることから、各自治体におかれては、精神障害者施策における退院支援対策との連携を図るとともに、福祉事務所に精神保健福祉士や社会福祉士など退院促進を行うための専門職員を設置するなど、より一層の取組をお願いする。

また、平成20年度においては、精神障害者施策において、新たに「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を創設し、病院・施設からの退院・地域移行する者への支援を一層推進していくこととされていることから、生活保護部局においても、精神保

健福祉部局との地域移行に向けた事業等の協同実施や連携の強化等、積極的な取組の実施に努められたい。

(7) 自立支援業務に関する研修の実施について

自立支援プログラムにより被保護世帯の自立に向けた支援を実施するに当たっては、個々の被保護者の自立阻害要因を把握し、明らかとなった課題に応じた支援方針及び支援内容を決定するというプロセスが必要となる。また、自立支援を効果的に行うためには、それを担当する職員の高い資質と技量が求められる。

しかしながら、現状においては、このような自立支援に関する研修が不十分であることから、今後は被保護者の自立を支援するために必要な対人援助技術やケースワーク等に関する研修を実施することを通じて、現業員の専門性及び対人援助技術の向上を図ることが重要と考えられる。

このようなことから、厚生労働省においては、対人援助技術やケースワークに必要な基本項目を網羅的に整理した「自立支援の手引き」及び面接相談業務に関する映像教材を作成し、自治体に配布するとともに、平成20年度予算案においては、自立支援に関する研修の実施に当たり、必要な費用についてセーフティネット支援対策等事業費補助金により支援することとしたので、各自治体においては、積極的な取組をお願いする。

また、「自立支援の手引き」等を活用した研修方法については、平成20年7月に開催予定の国立保健医療科学院主催「福祉事務所新任査察指導員研修」を始めとする全国研修等で、一層の理解を深める機会を設けることとしている。この他、研修講師等、各自治体において研修を実施するにあたり参考となる情報についても提供していく予定であるので、適宜相談願いたい。

IV その他

(1) 平成20年度の実施要領改正について

平成20年度の主な改正事項は、以下のとおり。

ア 稼働能力の活用、援助方針（処遇方針）の策定等の諸規定の新設

前記の保護の開始申請及び辞退届の取扱いに加え、従来実施要領に規定がなかった「稼働能力の活用」、「援助方針（処遇方針）の策定」、「関係機関との連携」などについての諸規定を新設・整備し、その基本的な考え方を示すとともに、監査事項との整合性を図ることとしている。

イ 自動車の保有要件の見直し

生活保護制度においては、利用し得る資産については最低限度の生活の維持のために活用することとなるが、その資産が、現実にその生活維持のために活用され、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効が上がっており、また、資産の処分価値が小さいものなどについては、その保有を認めているところである。

しかしながら、自動車の保有については、これらの要件を満たしたとしても、その保有のための維持費がかかり、また、社会通念上その保有を適当としない面もあることから、生活用品としての自動車の保有は認められず、例外として、①事業用自動車、②障害者の通勤や山間へき地等地理的条件や気象的条件の悪い地域からの通勤用自動車、③障害者の通院、通所及び通学のための自動車に限り、一定の要件の下、その保有を認めているところである。

このうち②の通勤用自動車については、「山間へき地等地理的条件や気象的条件が悪い地域」には当てはまらないものの、過疎化等の進行により、公共交通機関がほとんどないといった地域も増えており、自動車を処分されてしまうと就労による自立を図ることが困難になるといった事例や仕事を辞めざるを得ないといった事例も見られるところである。

このため、平成20年度においては、このような地域の実情や自立助長の観点か

ら、通勤用自動車の保有要件について所要の見直しを行うこととしている。

また、併せてオートバイの保有についても、これまで明確な規定がなかったことから、所要の規定を設けることとしている。

ウ 住宅の賃貸借契約時及び更新時に要する火災保険料及び保証料の認定

新たに民間住宅に居住する者や転居する者に対しては、一定の要件の下、敷金等を支給できることとしているが、火災保険料及び保証人が得られない場合に保証会社等に支払う保証料については、支給対象としていないところである。

しかしながら、昨今の賃貸住宅の実態を見ると、地域差はあるものの、火災保険料についてはほとんどの物件で契約時及び更新時に負担を求められ、また、保証人が得られない者については保証会社等を利用しないと物件が借りられないという実態がある。このため、ホームレスや入院中の精神障害者等が居宅設定する場合において、これらの費用が負担できないという理由で在宅での生活に入れれないといった事態が生じている。

したがって、このたび、新たに住居を設定する場合や転居する場合に自立助長の観点から、従来の敷金等及び契約更新料の範囲内でこれらの費用を認定できるよう所要の改正を行うこととしている。

(2) 生活保護実施に係る自治体間の情報共有・相互評価の推進

今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患など様々な問題を抱えており、また、相談に乗ってくれる人がいないなど、社会的なきずなが希薄な状態にある。

一方で、多くの自治体については、生活保護担当職員が不足しており、こうした被保護世帯にきめ細やかに対応する上での様々な問題を抱えている現状にある。

こうした問題に対応するためには、各自治体は、同様の課題を有する他の自治体と一緒に、情報やノウハウを共有し、課題に対する分析や検討を行い、相互に政策評価を行うこと（いわゆるPDCAサイクルの実施）が有効であると考えられる。

複数の自治体間で協議会を設置し、生活保護の実施に係る情報・ノウハウの共有や、社会福祉士等の第三者をアドバイザーとして問題の分析や対応の検討（事例研

究)、相互の業績評価等を行う場合には、必要な費用をセーフティネット支援対策等事業費補助金により支援することとしたので、これを積極的に活用し、自治体間における生活保護実施上の問題解決に向けた取組をお願いする。

なお、実施にあたり、各自治体において意見や要望、提案等がある場合には、連絡をお願い致したい。

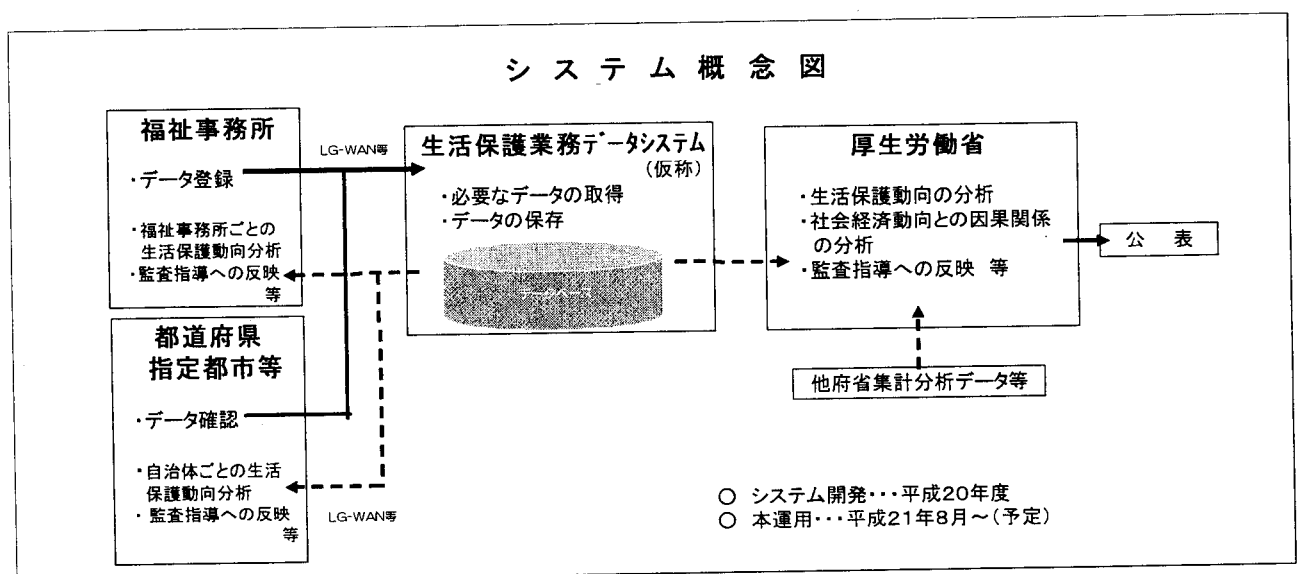
(3) 生活保護事務のIT化の推進について

○ 生活保護データの効率的な活用

現在、厚生労働省において実施している各種業務報告、各種調べ（業務報告、指導監査資料、医療に係る調べ、自立支援に係る調べ等）について、迅速かつ効率的なデータの把握、分析を行う観点から、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集する方式に改めるとともに、厚生労働省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、保護の適正化対策の推進及び政策の企画立案に活用することを目的とした「生活保護業務データシステム（仮称）」を導入する予定としている。

平成20年度においては、各自治体の協力の下、「生活保護業務データシステム（仮称）」の開発・構築を行い、平成21年度に本運用開始を予定しているところであるが、対応については別途連絡する予定としているので、了知願いたい。

(参考)



(4) 医療レセプトの電子化について

診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）については、政府の「IT新改革戦略」（平成18年1月19日 IT戦略本部）に基づき、平成22年度末までに電子化し、オンラインにより請求を行うこととなっており、生活保護のレセプトについても同様に電子化される予定となっている。

これに対応するためには、各都道府県・指定都市・中核市本庁及び福祉事務所において、専用のパソコンの設置、専用回線の開設、レセプトの画像化を行うシステムの導入等のオンライン請求に対応するための準備が必要となる。一方、レセプトデータが電子化されれば、資格点検の実施、頻回受診者のリストアップ、福祉事務所毎の医療費の傾向分析等が可能となり、業務の効率化に資するものである。

オンライン対応に向けた導入手続き等については、別途連絡する予定としているので了知願いたい。

(5) ブロック会議の開催について

平成15年度以来実施していなかったブロック会議（全国を数ブロックに分けての各自治体（実務担当者）との意見交換会）を平成20年度において実施することを予定している。

10月頃の実施を予定しているが、各ブロックの担当県（市）の依頼を来年度早々に行いたいと考えているので、担当となった県（市）においては、開催日や会場等の調整について、ご了承願いたい。

3 平成20年度生活保護基準の改定

平成20年度予算案における見直しの内容等については、以下のとおりであるので、改正の趣旨や支給額の変更等について管内の福祉事務所及び被保護世帯への周知方をお願いする。

(1) 生活扶助基準の見直しについて

ア 生活扶助基準の検証（参考：28ページ、29・30ページ）

生活扶助基準については、平成16年12月に「社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が取りまとめた報告書において「生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。」とされ、5年毎の検証がルール化されたこと等を踏まえ、昨年秋に「生活扶助基準に関する検討会」を設置し、全国消費実態調査等の客観的なデータに基づき、学識経験者による詳細な分析・検討が行われた。

検討会における主な検討項目は、生活扶助基準に係る①水準の妥当性、②個人的経費（第1類費）と世帯共通経費（第2類費）により設定されている体系の妥当性、③地域差の妥当性、④就労収入の一部を手元に残す仕組み（勤労控除）の妥当性についてであり、分析・検討の結果、平成19年11月30日に「生活扶助基準に関する検討会報告書」が取りまとめられた。

今回は、定期的検証がルール化されて初めての検証であり、この検証の趣旨や内容等を正しく理解することが必要である。

については、各自治体においては、この検証の趣旨、内容等についての正しい理解が深まるよう、別添の「生活扶助基準の検証関係参考資料」等を活用しつつ、関係機関に対する周知を図られたい。

イ 平成20年度の生活扶助基準の改定（参考：31ページ）

平成20年度の生活扶助基準については、上記検証結果を基礎としつつ、現下の原油価格の高騰が消費に与える影響等を見極めるため、据え置くこととした。

(2) 母子加算の見直しについて

母子加算については、自立母子世帯との公平の確保と生活保護を受給する母子世帯の自立を促進する観点から、昨年度、就労する母子世帯等に対して自立支援を目的としたひとり親世帯就労促進費を創設するとともに、現行の母子加算については、平成19年度から3年計画で段階的に廃止することとしているものであり、平成20年度においても、見直し（2年目）を実施することとしている。

(参考)

15歳以下の子供を養育するひとり親世帯（1級地・月額）

15,510円（平成19年度）→7,750円（平成20年度）

※16～18歳の子に係る加算については、平成19年度に廃止

ひとり親世帯就労促進費（見直し後の母子加算額と比較して高い方の額を給付）

就労しているひとり親世帯 10,000円

職業訓練等に参加しているひとり親世帯 5,000円

(3) その他

出産扶助（施設分娩）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く）等については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を図る。

(参考)

・他人介護料

69,720円以内 → 69,960円以内

・住宅扶助基準（住宅維持費）

117,000円以内 → 118,000円以内

・出産扶助基準（施設分娩）

168,000円以内 → 173,000円以内

・生業扶助（技能修得費（高等学校等就学費を除く））

68,000円以内 → 69,000円以内

(参考)

「生活扶助基準に関する検討会」について

1. 趣 旨

平成16年12月に報告された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」においては、「生活扶助基準と一般低所得世帯の消費態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある」とされたところである。

また、平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、「生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直し」及び「級地の見直し」を行うこととされたところである。

これらを踏まえ、級地を含む生活扶助基準の見直しについて専門的な分析・検討を行うため、学識経験者等による「生活扶助基準に関する検討会」を開催する。

2. 主な検討項目

直近の全国消費実態調査に基づき、以下の事項について評価・検証を行う。

- 生活扶助基準の全体水準
- 級地別基準
- その他

3. 検討会の構成員 (敬称略 50音順)

岡 部 卓	首都大学東京都市教養学部教授
菊 池 馨 実	早稲田大学法学学術院教授
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授
根 本 嘉 昭	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
(座長) 樋 口 美 雄	慶應義塾大学商学部教授

4. 検討経過

第1回	10月19日 (金)	制度概要・現状及び水準の評価・検証
第2回	10月30日 (火)	基準体系の評価・検証
第3回	11月 8日 (木)	地域差、勤労控除の評価・検証
第4回	11月20日 (火)	生活扶助基準の評価・検証に関する議論の整理
第5回	11月30日 (金)	報告書の取りまとめ

(参考)

生活扶助基準に関する検討会報告書の概要

○ 検討会設置の背景

- ・ 生活保護は、生活困窮者に対して、健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障する最後のセーフティネット。
- ・ 生活保護には、「生活扶助」「住宅扶助」「医療扶助」など8種類の扶助があるが、「生活扶助」は日常生活費に対する金銭給付であり、最も基本的な給付。
- ・ 「生活扶助基準」については、
 - ① 平成16年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による報告書において、その水準は、基本的に妥当とされるとともに、今後は5年に一度の検証を行うべきことが提言
 - ② 平成18年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、級地を含めた生活扶助基準の見直しを行うこととされた。
- ・ 今般、5年に一度実施されている全国消費実態調査の結果を用いて検証・評価する準備が整ったことから、学識経験者による専門的な分析・検討を行うために、本検討会が設置されたもの。

○ 位置づけ

- ・ 直近（平成16年）の全国消費実態調査の結果等を用いて、主に統計的な分析をもとに、専門的、かつ、客観的に評価・検証を実施。
- ・ 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを行う場合は、本報告書の評価・検証の結果を参考とするよう期待。

○ 主な検証結果

① 水準の妥当性

- ・ 現行の生活扶助基準の水準については、国民の消費実態との均衡を維持・調整する「水準均衡方式」を採用。
- ・ 生活扶助基準の水準を評価・検証するに当たっては、低所得世帯である年間収入階級第1・十分位に着目して、その消費支出額（具体的には、生活扶助に相当する消費支出額（生活扶助相当支出額））の水準と生活扶助基準を比較。
- ・ 現行の生活扶助基準額の水準は、生活扶助相当支出額の水準に比べ
 - ① 夫婦子1人世帯では、やや高め
 - ② 単身世帯では、高めという結果。
- ・ 生活扶助基準額は、これまで第1・十分位の消費水準と比較することが妥当とされてきたが、今回これを変更する特段の理由はない。

② 体系の妥当性

- ・ 現行の生活扶助基準は、世帯の個人的経費（第1類費）と世帯共通経費（第2類費）とを合算して算出。

- ・ 検証の結果、個人的経費とされている第1類費においても、世帯人員に応じたスケールメリットが生じていることが確認。
- ・ 第1類費のスケールメリットを反映していない現在の世帯人員別の生活扶助基準額は、4人以上の多人数世帯に有利。
- ・ 生活保護受給者の3/4が単身世帯であることから単身世帯に着目した基準体系とすることが考えられる。

③ 地域差の妥当性

- ・ 現行の級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を反映させるため設定。
- ・ 現在は6区分で、1級地-1と3級地-2との間は、22.5%の差。
- ・ 検証の結果、現行の級地別の生活扶助基準額の地域差に比較して、地域間の生活扶助相当支出額の差は縮小。

④ その他（勤労控除）

- ・ 現行の勤労控除は、生活保護受給者が勤労収入を得ているときに、その一定程度を手元に残すものであり、
 - ① 勤労に伴う必要経費を補填するとともに、
 - ② 勤労意欲の増進及び自立の助長を図る
 ことを目的とする制度。
- ・ 就労に関連する経費の実態をみると、収入の1割程度。
- ・ 勤労意欲を一層増進する工夫を図るべきであるが、どのような工夫が可能か、次の点などを踏まえた検討を行うべき。
 - ① 収入増により保護費が減額されると勤労意欲を阻害するので、勤労収入の一定程度を手元に残すこと。
 - ② 特に保護からの脱却に資する仕組みを検討すべきこと。
 - ③ 勤労意欲を高める仕組みについての実証的な検証を行うこと。

(参考) 平成20年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 単身世帯【68歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助(注)	53,700	45,000	41,000	35,100	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,010	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：福山市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の19年度における上限額の例である。

2. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	167,170	159,870	152,580	145,270	137,980	130,680
就労収入が手元に残る額(勤労控除)(注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助(注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	260,190	242,090	228,800	214,490	201,300	188,000
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：福山市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の19年度における上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

3. 母子2人世帯【30歳(就労)、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	121,360	116,120	110,890	105,640	100,420	95,170
ひとり親世帯就労促進費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
就労収入が手元に残る額(勤労控除)(注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助(注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	224,380	208,340	197,110	184,860	173,740	162,490
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：福山市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の19年度における上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

4 その他

(1) 生活保護関係予算

ア 平成20年度予算(案)について

(ア) 保護費負担金

保護費負担金の平成20年度予算(案)については、直近の被保護人員の伸び等を踏まえるとともに、15歳以下の児童を養育するひとり親世帯の母子加算の見直し(3年計画の2年目)、退院促進等自立支援の推進及び他法他施策の優先活用等に加え、診療報酬の改定や中国残留邦人生活支援給付金への振替えによる影響を踏まえ、対前年度145億円増(+0.7%増)の1兆9,669億円を計上しているところである。

平成20年度予算(案)の状況

	19年度予算	20年度予算(案)	増△減額
保護費負担金	1兆9,525億円	1兆9,669億円	145億円

(イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金の平成20年度予算(案)については、対前年度15億円増の195億円を計上しているところであり、このうち、生活保護関係では、自立支援プログラムによる就労支援や日常生活支援等の着実な推進を図るとともに、被保護者の自立支援のために必要な対人援助技術やケースワーク等に関する研修の実施に要する経費、健康増進法に基づく健康診査及び保健指導の実施に付随して発生する業務に要する経費等について、新たに補助することとしているので、各自治体においては、本補助金を有効に活用し、これらの事業の円滑な実施を図られたい。

平成20年度予算(案)の状況

	19年度予算	20年度予算(案)	増△減額
セーフティネット支援対策等事業費補助金	180億円	195億円	15億円

イ 生活保護関係予算の執行について

(ア) 生活保護費等負担金

① 平成20年度の執行について

各自治体への生活保護費等負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、各自治体より報告された所要見込額に基づき行っているところである。

平成20年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているので、各自治体におかれては、常に保護動向等を踏まえ、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

また、平成20年度より中国残留邦人生活支援給付金が「(目)生活保護費等負担金」の中に新設されることに伴い、今後は、所要見込額の把握、交付申請書及び事業実績報告の作成について、各自治体の生活保護担当部局と援護担当部局との連絡調整が必要となるが、これら執行手続にあたっては、生活保護担当部局に取りまとめを依頼することとしているので、よろしくお願ひしたい。

平成19年度予算	平成20年度予算(案)
(目) 生活保護費負担金 (小事項) 保護費負担金 (小事項) 保護施設事務費負担金	(目) 生活保護費等負担金 (小事項) 保護費負担金 <u>(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金</u> (小事項) 保護施設事務費負担金

② 生活保護費等負担金の適切な執行

生活保護費負担金の精算については、返還金等の計上に際しての調定額の取扱いや調定後の債権管理等について、過去に会計検査院より指摘を受けているところであるので、各自治体においては、「生活保護費国庫負担金の適正な精算について」(平成17年9月29日付社会・援護局保護課長通知)により、適切に国庫負担金の精算を行われたい。

また、保護施設事務費負担金について、医師の勤務実態が非常勤となっているにも関わらず、常勤単価を適用している不適切な事例が会計検査院より指摘されたところである。医師常勤単価は原則として、1日6時間以上、月20日間以上の勤務形態である場合に適用されるので、その適用にあたっては十分に留意されたい。

(イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る実施要綱及び平成20年度の交付方針は別途通知することとしているが、生活保護関係については、被保護者の抱える多様な課題にできるだけ対応するよう、幅広い個別支援プログラムを用意することが重要であり、特に平成20年度においては、すべての自治体で債務整理等の支援に関するプログラムを策定していただくこととしている。

このため、本補助金の事業採択にあたっては、債務整理等の支援に関するプログラムを既に策定しているか、平成20年度中に策定予定の自治体について優先的に採択する予定である。

さらに、平成20年度に新たに創設される「自立支援業務に関する研修実施事業」及び「健康診査及び保健指導活用推進事業」のほか、自立支援プログラム策定実施推進事業のうち、就労支援事業、精神障害者等退院促進事業及び稼働能力判定会議設置事業について、引き続き優先的に採択することとしている。また、各自治体の創意工夫による先駆的な事業については、優先的に採択し、その取組を積極的に支援していくこととしているので、各自治体においては、本補助金を有効に活用し、自立支援プログラムの一層の充実に努められたい。

また、補助事業の採択にあたっては、事業の具体的内容及び費用対効果を踏まえて行うこととしているので留意願いたい。

なお、昨年度、財務省が予算執行調査を実施したところ、レセプト点検等については、費用対効果の面で問題がある自治体もあると指摘されているので、各自治体においては、国民健康保険の過誤調整率と比較する等により検証し、実績のある事業者へ委託する等実施方法を見直されたい。

(2) その他

平成20年度の保護の実施要領の改正において、援助方針の策定に関する規定を新たに設けるところであるが、各実施機関においては、保護施設入所者の援助方針の策定及び見直しにあたっては、当該保護施設との連絡調整を密にし、入所者個々の状況を十分に把握したうえで、保護施設入所者の自立支援を図る観点から行うよう努められたい。

なおその際には、当該保護施設への入所の適否についても検討のうえ、居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れが可能な者については、これを優先することとし、関係部局と調整のうえ、必要に応じ措置の見直しを行われたい。